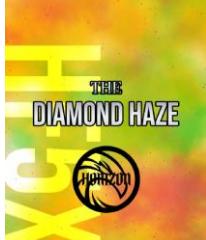
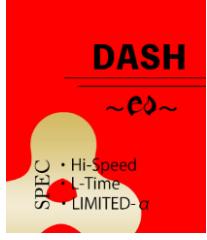


知事監視製品（令和6年1月19日石川県告示第23号）

1 知事監視製品を特定できる情報

1	2	3	4
次の写真に示すとおり、被包に「champion」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「超絶倫 FEVER」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「▲4H-N-P2」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「THE DIAMOND HAZE HORIZON」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			
5	6	7	8
次の写真に示すとおり、被包に「Hyper ELECTRIC Fuse」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「DASH ~es~」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの	次の写真に示すとおり、被包に「悪雌 ACME」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「乱れ紅葉 紅く香ひ散りぬる」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
			
9	10	11	12
次の写真に示すとおり、被包に「金G塔 極限世界 NEO STYLE」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「汁だく 淫乱覚醒 あの娘のおつゆが止まらない」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの	次の写真に示すとおり、被包に「RED LINE Japanese secrets history」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの	次の写真に示すとおり、被包に「SEXTREMER STAR Endurance」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
			

2 指定の理由

条例第2条第1項第7号に掲げる薬物を含有するおそれがある製品であって、吸入等の方法により身体に使用されるおそれがあるものであるため

3 施行期日

令和6年1月20日